

令和2年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年12月25日（金） 午前8時55分～12時15分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員（11人）

会長	12番 前田 浩二
会長代理	11番 久木山 純広
	1番 木場 由美子
	2番 外菌 健藏
	3番 西 美香
	4番 川畑 千秋
	5番 福菌 勉
	6番 松田 健
	8番 萩手 幹夫
	9番 古賀 久美子
	10番 西村 四男

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	永井 美治
串木野地区2	原口 壽藏
市来地区	井手迫 正博

出席職員 後瀬局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員（9番 古賀 久美子 委員・10番 西村 四男 委員）

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（1件）
について

日程第2 報告議案第22号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の更新拒絶通知（5件）について

日程第3 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第4 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（6件）について

日程第5 議案第63号 非農地証明願（7件）について

日程第6 議案第64号 農用地利用集積計画案（1件）について（新規1件）

日程第7 議案第65号 農用地利用集積計画案（一括方式）（新規25件）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和2年第12回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和2年第12回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局から、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名、欠席委員1名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、9番 古賀久美子委員、10番 西村四男委員にお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1 報告議案第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 1 件 1 筆 216 m²です。この後の 5 ページの農地法第 3 条第 1 項で、貸し人である義理の父から、借り人である娘婿へ贈与をするために、後ほどご審議いただくための解約となっています。

議長

事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件については申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということなので、日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、報告のとおり受理することで決定いたしました。次に日程第 2 報告議案第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の更新拒絶通知 5 件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2 ページをお願いします。日程第 2 報告議案第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の更新拒絶通知です。借り人が○○についてです。農地等の賃貸借で期間の定めがあるものについて、期間の満了時に農地等の返還を求めたい場合に、6 ヶ月前までの間に、相手方に対し、更新拒絶の通知を行う必要があります。参考資料がございますので、49 ページをご覧ください。中ほどに枠で囲んであります「農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限（農地法第 18 条）の（3）賃貸借の更新をしない旨の通知」が、10 年以上の期間の定めがある賃貸借を目的とする賃貸借につき行われる場合には、知事の許可を受けずに解約ができることになっております。この借り人は、農地所有適格法人として平成 23 年 6 月 28 日から令和 3 年 6 月 27 日の 10 年間賃貸借契約の許可を受けております。しかし、農地所有適格法人としての定期報告もなく、電話や書面にて再三連絡を試みましたが、連絡がとれず、耕作もできていない状況です。令和 2 年 12 月 10 日に 5 人の貸し人からの更新拒絶通知が事務局に提出されましたので、同日代表取締役の自宅宛てに配達証明郵便にて送付いたしました。令和 3 年 6 月 28 日をもちまして、賃貸借の解約となりますので、ご報告させて

いただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。根拠法令等についても説明がございました。今回は5件ということで、〇〇が借りていた農地の更新をしないという地権者からの通知をしたということの、農業委員会への通知ということです。皆さんの方から何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、お諮りします。日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の更新拒絶通知5件については申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の更新拒絶通知5件については、報告のとおり受理することで決定いたしました。

久木山委員

議長、いいですか。事務局、先ほどの49ページですよ、6月以内となっており、6ヶ月の「ヶ」が抜けていますね。

局長

農地法を抜粋してありますので、このような表現になっております。

議長

法律の条文上「ヶ」は入れないということになっているようです。次に、日程第3議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査、報告をお願いし、2件終了後質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3ページをお願いします。日程第3議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。この申請地は農用地区域外農地です。先月もこの隣の農地の譲り渡しについてご審議いただいております。譲受人は、市外に居住しておりますが、普段から自宅の周辺に所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を松田委員、【副】を西村委員にお願いしております。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

松田委員

6番松田です。No.1について報告します。12月21日月曜日15時より、代理人立会いのもと、西村委員と私が申請のあった土地を調査いたしました。申請地については、3、4ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して甘藷の栽培を行うとのことです。この申請地は、農用地区域外農地で、先月許可された農地の隣接地です。譲受人は会社員で、現在東市来で30aほど耕作しているそうです。労働力は4人、農機具等はトラクター、草刈り機等があるということです。通作距離は約2キロで、申請地は現在麦が作付けられていました。調査した結果、問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次に、No.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

5ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲渡人である義理の父が、譲受人である娘婿へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。今回の申請地も使用貸借されており、先ほど1ページの合意解約についてご審議いただきましたところです。調査は【正】を西委員、【副】を木場委員にお願いしております。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について調査報告いたします。No.2です。12月22日午後3時半より現地で代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施いたしました。資料の5、6ページをご覧ください。申請地は、農用地区域外農地です。譲受人は譲渡人の娘婿ということです。現在は、30.97a耕作しており、申請地も耕作中で野菜が栽培されていました。労働力は、本人が常時従事します。農機具は、耕耘機、田植え機、トタクター等一式所有しています。申請地取得後の営農計画は、野菜等の家庭菜園です。自宅からの通作距離は約1キロで3分ほどです。譲受人は、十分耕作できると見てきましたが、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。2件について、事務局の説明及び調査委員からの調査、報告が終わりました。それでは、これより、質

疑に入ります。まずNo.1についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特ないようでございますね。それでは、No.2について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございますので、お諮りします。一括でお諮りします。日程第3議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第3議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、日程第4議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件あります。事務局の説明、その後、調査委員からの調査、報告をお願いし、6件終了後、質疑に入ります。では、No.1から事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第4議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今月は、6件であります。それでは、No.1について、説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。譲渡人は医療法人であります。昭和36年7月6日に医療法人として設立されております。法務局の登記簿によりますと、昭和48年3月30日売買、所有権移転は昭和49年5月16日受付と記載されております。農地法第3条第2項第2号の判断基準において、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地等をその目的の係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるときは取得できるとなっております。本申請地は、住宅街の一角に位置し、利便性に富み、住宅として使用するのに非常に適しているため、今回建売住宅3棟と通路を申請しようとするものであります。なお、建物面積各105.59m²で3棟、通路178m²は1/3ずつの所有となると説明を受けております。譲受人は、宅地建物取引業者免許を取得されている業者です。申請地は、第2種農地で、

その他の農地に該当する農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

次に、調査委員の報告をお願いします。

木場委員

1番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について報告します。調査日は、22日16時より代理人の立会いのもと、西委員と私とで調査をしてきました。場所は、資料7、8ページをご覧ください。転用目的ですが、本申請地は、住宅街の一角に位置し利便性に富み、住宅として使用するのに適しているため、敷地面積A 351 m²、B 341 m²、C 388 m²、建物面積各 105.59 m²で、通路面積178 m²が必要です。周囲には農地はなく被害を起こす心配はありません。資金面ですが、残高証明書は○○名義であります。譲受人に充てることに相違ないという証明書が付いています。その他、備考に書いてある書類が付いています。着工は令和3年2月で、完成は10月の予定です。東は宅地と道路、西は道路、南は道路、北は水路です。申請地の造成は、50cmの盛り土を行い、擁壁を設けます。用水は公共上水道、雨水排水は南側道路に水路放流し、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理します。私たちが調査したところ、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、No.2について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.2について説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。申請人は、現在借家住まい手狭なため、本申請地を父親から受贈し、自宅を建築しようとするものであります。なお、譲受人の配偶者から資金提供及び転用後の登記名義については、申請人の名前で登記するとの承諾書が提出されております。申請地は、第3種農地で、都市計画区域内、第1種住居地域にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

外菌委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、2番外菌です。12月21日午前8時30分より申請人の代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地は、いちき串木野市○○で、位置図は9、10ページを参照して

ください。転用の目的は、現在借家住まい手狭なため、申請地を父親から譲り受け自宅を建築したく申請するものです。農地区分は、第3種農地で第1種住居地域です。資金調達計画は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側は畠、西側は畠と道路、南側は畠、北側は道路です。用排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書及、誓約書、融資証明書、資金提供承諾書が添付されており、工事計画は令和3年1月から6月です。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

はい、続きまして、No.3について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.3について説明申し上げます。11ページ、12ページをお開きください。申請人は、現在借家住まい手狭なため、本申請地を買い受け自宅を建築したいための申請であります。申請地は第3種農地で、湊中央地区区画整理事業区域内並びに、都市計画区域内にあり、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畠委員、【副】を福薙委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

川畠委員

4番川畠です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について調査報告をいたします。資料の11、12ページをご覧ください。12月20日（日）午後2時より行政書士立会いのもと、福薙委員と私で調査をいたしました。申請人は、現在、借家住まい申請地を譲り受け自宅を建築したいとのことです。申請地は、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。付近の状況ですが、東側道路、西側宅地、南側畠、現在は未耕作地、北側は宅地と畠、現在は未耕作地です。造成計画は、現状のまま使用することで、現在周囲は土留めブロックが積まれており、土砂の流出はないと思います。なお、周囲農地の日照、通風等につきましても支障のないよう緑地と緩衝地を設けるとのことです。被害防除計画書及び誓約書が提出されております。用排水計画としましては、用水は公共上水道、雨水は東側道路側溝へ流出、汚水・雑排水につきましても合併浄化槽で処理後、東側道路側溝へ排出させる計画です。申請人は許可後、速やかに着工したいとのことです。資金は、全額融資を受けるとのことで、融資証明書が提出されております。私どもの調査では何ら問題ないと判断いたしましたが、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.4について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.4について説明申し上げます。13ページ、14ページをお開きください。申請人は、現在借家住まい手狭なため、本申請地を買い受けて、自宅を建築したいための申請であります。申請地は、第3種農地で、湊中央地区区画整理事業区域内並びに都市計画区域内にある、準工業地域内にある農地であります。調査委員は【正】を福薦委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

福薦委員 5番福薦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、12月20日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査をいたしました。申請地は、湊町で、第3種農地で準工業地域ですが、申請地の区画は4軒の住宅が建ったり、建築中です。位置図は、13、14ページをご覧ください。転用の目的は、申請人は現在、親と同居していますが手狭なため、申請地を買い受けて自宅を建築したいためです。資金は、全額農協ローンで賄います。申請地は、現状のままで使用する計画で、南と西は既に境界ブロックが設置されており、東側に境界ブロックを積みます。周囲の状況は、北側に歩道付きの道路、南は宅地と畠、東と西は畠です。用水計画は、公共上水道を使用し、雨水排水は、溜柵に集めて北側の歩道の側溝に流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置する計画です。許可が下り次第、着工する予定です。問題はないと思ってまいりました。皆様のご審議の程をよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。次にNo.5について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.5について説明申し上げます。15ページ、16ページをお開きください。申請人は、現在借家住まい手狭なため、本申請地を買い受けて自宅を建築したいための申請であります。申請地は、第3種農地で、麓地区区画整理事業区域内並びに、都市計画区域内にある、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を外薦委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5について調査をしましたので、報告します。12月21日（月）午後2時30分から現地で譲受人の代理人の行政書士の立会いを求め、外薦委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料15、16ページを参照ください。申請の農地は、第3種農地、第1種中高層住居専用地域で、麓土地区画整理事業地内にあり仮換地明細書類が添付されています。転用の目的は、譲受人が現在借家住まいでの手狭になったため、申請地を買い受けて自宅を新築することです。申請地の周囲は、住宅と道路に面しており問題はないと思います。目的の確実性については、銀行の融資証明書が添付されており許可を受け、4月着工、8月完成する予定のことです。許可後着工までのプランクは、権限移譲になったことを知らず、従来の県進達期間を考慮して施工計画を設定しており、施工計画を前倒調整が困難とのことでありました。用水は公共上水道、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し雨水排水とともに、西側の市道路水路へ放流することです。付近の状況、被害防除対策は、東側南側は宅地、北側西側は道路に面しております。造成工事は既に盛り土された状態にあり、現状のままで利用することで、被害防除計画書及び誓約書が添付されております。私どもの調査では、転用について何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、No.6について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.6について説明申し上げます。17ページ、18ページをお開きください。申請地は、第3種農地で、袴田公民館内にあり、都市計画区域内にある農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。譲受人は、現在借家住まいでの手狭なため、本申請地を買い受けて自宅を建築したいための申請であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

古賀委員

9番古賀です。議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.6について、12月22日（火）午前10時15分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員とで調査をしましたの

で、報告をいたします。資料の 17、18 ページを参照してください。申請地は、第 3 種農地、第 1 種中高層住居専用地域で、申請人は、申請地を買い受けて自宅を建築したいとのことです。申請地の東側と北側は市道、西側と南側は宅地です。被害防除計画ですが、申請地の造成は現状のままで利用し、境界はブロック積みとし、土砂の流出を防止します。なお、被害防除策など周辺の日照、通風など何も影響はないとのことです。用排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜柵及び東側の側溝に水路放流、自然流下で汚水、生活雑排水は合併浄化槽となっており、資金は融資で、令和 3 年 1 月着工とのことです。他に、被害防除計画書及び誓約書、融資証明書などが添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明及び調査委員からの調査・報告が終わりました。それでは、これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

まず No.1 についてご質疑ございませんか。私の方からいいですか。農地区分が第 2 種農地となっておりますが、一般的に第 2 種農地の場合は、代替地の検討をすることになっておりますが、検討されたんでしょうか。

中村主任

事務局です。代替地は検討しましたとの報告はいただいておりますが、具体的な地番は回答はございませんでした。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に No.2 についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特ないようでございますね。それでは、No.3 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特ないようでございます。それでは、No.4 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますね。それでは、No.5について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますね。それでは、No.6について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、一括してお諮りします。日程第4議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請6件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請6件については、申請のとおり許可することで決定しました。続きまして日程第5議案第63号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は7件であります。全て違反転用の指導農地として現地調査は行わず、事務局からの説明7件終了後、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

大里主査

19ページをお願いします。日程第5議案第63号非農地証明願について、ご説明申し上げます。今月は7件の申請で、No.1からNo.7については違反転用の分で、転用後20年以上経過している案件になります。

非農地証明願のNo.1です。資料は19ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分は第3種農地、都市計画用途地域内、第1種住居地域になります。申請事由について、20年以上前から農地以外の駐車場として利用している。20年以上農地としては利用していないということです。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.2です。資料は21ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回改めて委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分は第2種農地、その他の農地になります。申請事由について、約50年前位から農地以外の駐車場として利用している。20年以上農

地としては利用していないということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.3です。資料は 23 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分について、第 2 種農地のその他の農地になります。申請事由について、30 年以上前に家を建てた時点から、農地以外の宅地の一部として利用している。20 年以上農地としては利用していないということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.4です。資料は 25 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分について第 2 種農地のその他の農地になります。申請事由について、平成 6 年に農地を取得し、その後埋め立て駐車場として利用している。20 年以上農地としては利用していないということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから今後農地としての活用は難しいため非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.5です。資料は 27 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分について、第 2 種農地のその他の農地になります。申請事由について、昭和 60 年頃、申請人の父が家を建築した時から宅地の一部として利用しているということです。20 年以上宅地の一部として利用し、農地でなくなり 20 年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.6です。資料は 29 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分は第 3 種農地、都市計画用途地域内、第 1 種住居地域になります。申請事由について、平成 10 年頃に申請地に砂利を敷き、それから駐車場として利用して 20 年以上農地としては利用していないということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

非農地証明願のNo.7です。資料は 31 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分について、第 2 種農地のその他の農地になります。申請事由について、平成元年頃、申請人の父の頃から宅地の一部として利用され、現

在に至っている。20年以上農地としては利用されていないということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから今後農地としての活用は難しいため非農地相当と考えております。

議長 以上 7 件について、事務局の説明および現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。まず No.1 についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に No.2 についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは、No.3 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。それでは、No.4 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますね。次に、No.5 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますね。それでは、No.6 について、ご質疑ございませんか。私の方から、申請人は栃木県の方ですが、駐車場として利用されているということですが、どなたが利用されているのでしょうか。

大里主査 29 ページ申請地の隣の〇〇の親戚の方が使用しているそうです。

議長 29 ページの〇〇、宅地と書いてあるところの方が駐車場として利用しているということでございます。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますね。それでは、No.7について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。それではお諮りします。日程第5議案第63号非農地証明願今回7件については、一括して申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第63号非農地証明願7件については、申請のとおり非農地証明を発出することとします。次に、日程第6議案第64号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

棚町主査

33ページをお願いします。日程第6議案第64号12月分の農用地利用集積計画書案は、1件4筆2,236m²で新規の申請です。借り人は、所有農地を全て耕作しておられます。今回の申請地も、現在耕作をしている農地の使用貸借です。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。借り人は新規就農者の方です。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者声あり)

議長

なしということですので、お諮りします。日程第6議案第64号農用地利用集積計画案1件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第64号農用地利用集積計画案1件については、申請のとおりの内容で決定されました。次に、日程第7議案第65号農用地利用集積計画案一括方式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

34ページをお願いします。日程第7議案第65号12月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で25件61筆34,348m²です。所有農地のある借り人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、

貸し人の方で、（ ）書きの方は亡くなつていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第7議案第65号農用地利用集積計画案一括方式今回25件につきましては、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第7議案第65号農用地利用集積計画案一括方式25件につきましては、報告のとおりの内容で決定することとします。

以上、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員
